

# 「米国及び EU におけるナノ材料の規制動向」

2024 年 2 月分

## 目次

1. 2023年12月-2024年2月の情報 .....	3
1-1. ナノ材料・AdMa関連 .....	3
1-1-1. 米国 .....	3
① EPA、4種類の多層カーボンナノチューブを含む物質についてSNURを発行、米国内製造許可【規制】 .....	3
1-1-2. 欧州 .....	4
① 欧州委員会、SCCSにハイドロキシアパタイトナノ粒子の安全性評価を要請【規制】 .....	4
② SCCS、フラー・レン類の安全性に関する最終意見書を発表【安全性】 .....	4
③ 欧州委員会、食品中における人工ナノ材料に関する定義の改正案に対する意見を募集【規制】 .....	5
④ 欧州委員会、SCCSに二酸化チタン(ナノフォーム)の安全性に関する科学的意見を要請【安全性】 .....	5
⑤ 欧州委員会、SCCSに化粧品に使用される銀に関する科学的意見を要請【安全性】 .....	5
⑥ 欧州委員会、二酸化チタンへの経口吸入曝露の遺伝毒性を否定しない予備的意見書へのパブリックコメントの募集を開始【規制】 .....	5
1-2. 国際機関 .....	6
① OECD、「工業ナノ材料の安全性についての各代表からの進展報告」を公開【安全性】 .....	6
2. 頻出略語一覧 .....	8
2-1. 米国 .....	8
2-2. EU .....	8
2-3. その他諸国・国際機関 .....	9

## 1. 2023 年 12 月-2024 年 2 月の情報

### 1-1. ナノ材料・AdMa 関連

#### 1-1-1. 米国

##### ① EPA、4 種類の多層カーボンナノチューブを含む物質について SNUR を発行、米国内製造許可【規制】

2023 年 12 月 18 日、EPA(環境保護庁)は製造前届出(premanufacture notice:PMN)の対象である 4 種類の多層カーボンナノチューブ(MWCNT)などの化学物質について、有害物質規制法(TSCA)に基づく重要新規利用規則(SNUR、書類番号 88FR 87346)案の最終版を発行した。MWCNT(PMN P-20-62、PMN P-20-63、PMN P-20-64、PMN P-20-65)を含む化学物質について、この規則で定められた重要新規利用となる製造等の行為(輸入を含む)を行おうとする者は、開始 90 日前までに EPA に届け出なければならない。届出の後、EPA は定められた期間内に審査を行う。最終規則として発行されているこの規則は、2024 年 2 月 16 日に発効した。

EPA は本 SNUR の原案を 2022 年 10 月 31 日に発表した(詳細は 2022 年 9 月-2022 年 11 月報を参照)。今回の最終版には、当該提出されたコメントも考慮した変更が加えられている。また、最終版と一緒にコメントへの EPA からの返答も公表された。

対象となる 4 種類の MWCNT は以下の通りである。

- MWCNT (閉端、直径:4.4nm - 12.8nm、束の長さ:10.6μm - 211.1μm、種類:JENOTUBE 6) (PMN P-20-62)
- MWCNT (閉端、直径:5.1nm - 11.6nm、束の長さ:1.9μm - 552.0μm、種類:JENOTUBE 8) (PMN P-20-63)
- MWCNT (閉端、直径:7.9nm - 14.2nm、束の長さ:9.4μm - 106.4μm、種類:JENOTUBE 10) (PMN P-20-64)
- MWCNT (閉端、直径:17.0nm - 34.7nm、球形、種類:JENOTUBE 20) (PMN P-20-65)

SNUR の最終版発効後は、以下の規則に従う場合には重要新規利用とせず、届出義務も課されない。

- 密閉された工程で行わない限り、蒸気、霧、粉塵、エアロゾルを発生させる用途への加工および使用をしないこと
- 皮膚に接触する可能性がある場合、個人用防護具を使用すること
- 吸入曝露の可能性がある場合は、指定防護係数(Assigned Protection Factor:APF)が少なくとも 50 以上の国立労働安全衛生研究所(NIOSH)により認定されたマスクを使用すること
- 酸化コバルトの不純物の最大重量パーセントが 2.1% を超える当該物質を製造しないこと
- 導電性材料、放熱性材料、発熱性材料、軽量化の向上ための添加剤、物理的または機械的特性を改善するための添加剤、電池、エネルギー貯蔵、電極用途の添加剤、電界放出を目的とした添加剤としてのみ加工および使用すること
- 各商品ラベルへのラベル表示、安全データシート(Safety data sheets:SDS)に人体の健康への注意事項(human health precautionary statements)を記載することなどの、危険有害性情報プログラムを確立すること
- 当該物質および当該物質を含む廃液を米国水域<sup>1</sup>に放出しないこと

2022 年 10 月版に含まれた「米国内で製造しないこと」の文言は削除されており、輸入のみならず国内製造も届出無しで可能となった。2022 年に、民間企業から「(国内製造の重要新規利用指定は)電気自動車用電池の米国内生産拡大を目指すバイデン政権の方針に反する」とのコメントが寄せられている。

2023 年 12 月 18 日付連邦公報(federal register)掲載の SNUR 原文:

<https://www.federalregister.gov/documents/2023/12/18/2023-27653/significant-new-use-rules-on->

<sup>1</sup>「米国水域」の定義は過去にわたり議論されてきた。直近では、2015 年にオバマ政権が解釈を拡大、次期トランプ政権が縮小している。現バイデン政権下の 2021 年 8 月、連邦地方裁判所(アリゾナ州)の、これらを無効とする判決を受け、EPA 等関係省庁は新たな定義の策定にとりかかった。2023 年、最高裁の判決も経て、最終的な定義が発表されている。 <https://www.epa.gov/wotus/about-waters-united-states>; <https://www.epa.gov/wotus/amendments-2023-rule>

## certain-chemical-substances-22-25e

SNUR 案(2022 年 10 月版)に寄せられたコメントと EPA の返答:

<https://downloads.regulations.gov/EPA-HQ-OPPT-2022-0462-0053/content.pdf>

SNUR 案(2022 年 10 月版):

<https://www.regulations.gov/document/EPA-HQ-OPPT-2022-0462-0001>

同 SNUR の関連書類・コメントが閲覧できるドケット(番号:EPA-HQ-OPPT-2022-0462):

<https://www.regulations.gov/docket/EPA-HQ-OPPT-2022-0462>

### 1-1-2. 欧州

#### ① 欧州委員会、SCCS にハイドロキシアパタイトナノ粒子の安全性評価を要請【規制】

2023 年 11 月 20 日、欧州委員会の消費者安全科学委員会(SCCS)は、欧州委員会が SCCS に対して、新たに提供されたデータに基づいて、ハイドロキシアパタイトナノ粒子に関する安全性評価を実施するよう要請したことを発表した。SCCS が 2023 年 3 月に提出したハイドロキシアパタイトナノ粒子に関する最終意見書では、提供されたデータに基づくと、ハイドロキシアパタイトナノ粒子(一定条件<sup>2</sup>に適合するもの)は歯磨剤では最大 10%、洗口液では最大 0.465% の濃度で使用した場合においては安全であると結論付けている。

欧州委員会が要請した文書には、欧州委員会が化粧品に対してハイドロキシアパタイトナノ粒子の使用を制限するという規制案を提案した後に、産業界より口腔ケア製品を高濃度で用いた場合における安全性を実証するデータが提出されたと記載されている(本記事末尾の【これまでの経緯】も参照)。

欧州委員会は SCCS に対して、①報告されている条件においてハイドロキシアパタイトナノ粒子を歯磨剤で最大 29.5% の濃度、洗口液で最大 10% の濃度で使用した場合、通常予測される曝露条件において安全であるかどうか、②化粧品にハイドロキシアパタイトナノ粒子を使用した場合、安全と考えられる最大濃度はどのくらいか、③ハイドロキシアパタイトナノ粒子を口腔化粧品に使用することに関し、他に科学的な懸念点があるかについて回答することを求めている。回答期限は 9 ヶ月である。

消費者安全科学委員会(SCCS)に対するハイドロキシアパタイトナノ粒子に関する意見書作成の要請  
「Request for a scientific Opinion on Hydroxyapatite (nano):」

[https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-request-scientific-opinion-hydroxyapatite-nano-2023-11-20\\_en](https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-request-scientific-opinion-hydroxyapatite-nano-2023-11-20_en)

#### 【これまでの経緯】

ハイドロキシアパタイトについては、2021 年に SCCS が評価を行い、「棒状ナノ粒子を含むハイドロキシアパタイトナノ粒子の口腔用化粧品への使用は安全であると結論付けることができない」とする最終意見を発表した(2022 年 4 月 - 2022 年 5 月報参照)。その後の 2022 年 2 月に、潜在的な遺伝毒性などのハイドロキシアパタイトナノ粒子の安全性を補足説明するための追加情報を製造業者が提出し、同年 3 月、欧州委員会が SCCS に対して改めて意見の提出を要請した。これに対し、2023 年 3 月に SCCS が最終意見書を提出している。

ハイドロキシアパタイトナノ粒子に関する SCCS の最終意見書(2023 年 3 月版):

[https://health.ec.europa.eu/publications/hydroxyapatite-nano-0\\_en](https://health.ec.europa.eu/publications/hydroxyapatite-nano-0_en)

(原文)[https://health.ec.europa.eu/document/download/1377b7bf-0672-4749-8f6a-0a001fb50ed0\\_en?filename=scs\\_o\\_269.pdf](https://health.ec.europa.eu/document/download/1377b7bf-0672-4749-8f6a-0a001fb50ed0_en?filename=scs_o_269.pdf)

#### ② SCCS、フラーレン類の安全性に関する最終意見書を発表【安全性】

2023 年 11 月 3 日、欧州委員会の消費者安全科学委員会(SCCS)はフラーレン、水酸化フラーレン、

<sup>2</sup> 針状の粒子を含まない。以下の条件に適合する棒状の粒子で構成。1) 全粒子数の少なくとも 95.8% がアスペクト比 3 未満であり、残りの 4.2% のアスペクト比が 4.9 を超えない。2) 粒子はコーティングまたは表面改質されていない。

水酸化フラーん水和物の安全性に関する最終意見書を発表した。

最終意見書では、SCCS は通知者から提供された情報および公開されている文献により入手可能な情報を評価した結果、物理化学的、トキシコキネティクス的、毒性学的な観点において、多くの不確実性とデータの不足があるため、フラーん、水酸化フラーん、水酸化フラーん水和物の安全性に関する結論を出すことが出来なかったと述べている。特に、フラーん(C60 および C70)については、遺伝毒性を有する可能性を排除することが出来なかったと述べている。また、水酸化フラーん水和物には遺伝毒性があるため、化粧品への使用は安全でないと考えており、水酸化フラーんについても、同様の遺伝毒性を有する可能性が懸念されると述べている。

2023 年 3 月-2023 年 5 月のニュースとして既報の通り、SCCS は本意見書の基となる予備的意見を 2023 年 4 月 24 日に公表し、6 月 12 日まで一般からのコメントを受け付けていた。

SCCS が発表したフラーん類の安全性に関する最終意見書 「Fullerenes, Hydroxylated Fullerenes and hydrated forms of Hydroxylated Fullerenes (nano)」:

[https://health.ec.europa.eu/publications/fullerenes-hydroxylated-fullerenes-and-hydrated-forms-hydroxylated-fullerenes-nano\\_en](https://health.ec.europa.eu/publications/fullerenes-hydroxylated-fullerenes-and-hydrated-forms-hydroxylated-fullerenes-nano_en);

(原文)[https://health.ec.europa.eu/document/download/464f0ce1-18d2-4a11-a3e1-927d5fe9ba8d\\_en?filename=scs\\_o\\_271.pdf](https://health.ec.europa.eu/document/download/464f0ce1-18d2-4a11-a3e1-927d5fe9ba8d_en?filename=scs_o_271.pdf)

**③ 欧州委員会、食品中における人工ナノ材料に関する定義の改正案に対する意見を募集【規制】**

2023 年 11 月 30 日、欧州委員会は食品中における人工ナノ材料に関する定義の改正案を発表し、改正案に対する意見を募集した。意見の募集は 2024 年 1 月 12 日まで行われた。

人工ナノ材料に関する定義の改正案 「Engineered nanomaterial in food – revised definition」:

[https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14049-Engineered-nanomaterial-in-food-revised-definition\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14049-Engineered-nanomaterial-in-food-revised-definition_en)

**④ 欧州委員会、SCCS に二酸化チタン(ナノフォーム)の安全性に関する科学的意見を要請【安全性】**

2023 年 11 月 20 日、欧州委員会は消費者安全科学委員会(SCCS)に対して、二酸化チタン(ナノフォーム)を化粧品の紫外線防止剤として使用する場合における安全性に関する科学的意見を提出するよう要請した。回答期限は 9 ヶ月である。

SCCS に対する科学的意見の要請 「Request for a scientific opinion: New coating for Titanium Dioxide (nano form) (Sodium Myristoyl Sarcosinate, CAS No. 30364-51-3/ EC No. 250151-3) as UV-filter in dermally applied cosmetic products」:

[https://health.ec.europa.eu/document/download/4c1e52a6-5c02-48e3-8d7b-150061a7b81b\\_en?filename=scs2022\\_q\\_020.pdf](https://health.ec.europa.eu/document/download/4c1e52a6-5c02-48e3-8d7b-150061a7b81b_en?filename=scs2022_q_020.pdf)

**⑤ 欧州委員会、SCCS に化粧品に使用される銀に関する科学的意見を要請【安全性】**

2023 年 11 月 21 日、欧州委員会は消費者安全科学委員会(SCCS)に対して、化粧品に使用される銀 (CAS/EC No.7440-22-4/231-131-3) の安全性に関する科学的意見を提出するよう要請した。回答期限は 6 ヶ月である。

SCCS に対する科学的意見の要請 「Request for a scientific Opinion on Silver (CAS/EC No. 7440-22-4/231-131-3) used in cosmetic products」:

[https://health.ec.europa.eu/document/download/a39b4d08-0632-4dcd-aa0b-bba57f3408be\\_en?filename=scs2022\\_q\\_021\\_0.pdf](https://health.ec.europa.eu/document/download/a39b4d08-0632-4dcd-aa0b-bba57f3408be_en?filename=scs2022_q_021_0.pdf)

**⑥ 欧州委員会、二酸化チタンへの経口吸入曝露の遺伝毒性を否定しない予備的意見書へのパブリックコメントの募集を開始【規制】**

2023 年 12 月 5 日、欧州委員会の消費者安全科学委員会(SCCS)は、二酸化チタンの遺伝毒性と吸入および経口曝露に関する予備的意見書へのパブリックコメントの募集を開始した。今回発表された予

備的意見書は 2022 年 6 月の欧州委員会による要請(2022 年 8 月号既報)への回答となる。パブリックコメントの提出期限は 2024 年 2 月 6 日である。

予備的意見書では、SCCS は二酸化チタンのほぼ全てのグレード(RM09 と RM11 を除く)で遺伝毒性の可能性を排除することができなかつたため、経口曝露あるいは吸入曝露の可能性がある化粧品への使用について、いかなる安全限界も推奨することができないと述べている。また、複数の研究により口腔粘膜細胞は二酸化チタンなどのナノ粒子を取り込みやすいことが示されている。ナノ粒子は口腔粘膜の表層に侵入し、上皮細胞に取り込まれる可能性があり、歯磨剤や洗口液など二酸化チタンのナノ粒子を含む口腔用製品は 1 日 1 回以上使用される可能性があることを考慮すると、口腔粘膜に対する二酸化チタンのナノ粒子の長期の反復曝露による消費者へのリスクを排除するためには更なる調査が必要であると述べている。

さらに、SCCS は化粧品に使用されるような着色用の二酸化チタンの安全性評価においては、二酸化チタンにはナノサイズの粒子が高い割合で含まれているということを考慮するべきであると指摘している。

二酸化チタンについての科学的意見 「Scientific Advice on Titanium dioxide (TiO<sub>2</sub>) (CAS/EC numbers 13463-67-7/236-675-5, 1317-70-0/215-280-1, 1317-80-2/215-282-2)」:  
[https://health.ec.europa.eu/publications/scientific-advice-titanium-dioxide-tio2-cas-ec-numbers-13463-67-7236-675-5-1317-70-0215-280-1-1317-80\\_en](https://health.ec.europa.eu/publications/scientific-advice-titanium-dioxide-tio2-cas-ec-numbers-13463-67-7236-675-5-1317-70-0215-280-1-1317-80_en)

NIA の記事 「Public consultation on the SCCS preliminary Opinion on TiO<sub>2</sub>(12 Dec 2023)」:  
<https://nanotechia.org/news/public-consultation-sccs-preliminary-opinion-tio2>

## 1-2. 国際機関

### ① OECD、「工業ナノ材料の安全性についての各代表からの進展報告」を公開【安全性】

2024 年 1 月 19 日、経済協力開発機構(OECD)は、「工業ナノ材料の安全性についての各代表からの進展報告」と題した報告書(tour de table)を「工業ナノ材料安全性シリーズ」No.109 として公開した。Tour de Table は工業ナノ材料の安全性について、各国の取り組みに関する情報をまとめたもので 9 項目について各国の取り組みについて要約されている。過去数回に続き、今回もナノ材料だけでなく先端材料(Advanced Materials; AdMa)についても取り上げている。第 6 項目として新たに「先端材料の政策動向(Developments in policy for Advanced Materials)」の項目が加えられ、各国のナノ材料を含む先端材料(AdMa)に関する活動状況がまとめられている。また、2022 年 1 月公開分において新たな項目として取り上げられた「ナノ農薬(Nanopesticides)」は、2023 年 4 月公開分に続き、見受けられない。

日本や本事業の主要対象国で取り上げられた主な取り組みの例は以下の通り。

#### ・ 日本

産業技術総合研究所(AIST)と福井大学は、経済産業省が主導し、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が委託したプロジェクトである「炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー(CNF)関連技術開発」、「CNF 利用技術の開発」、「多様な製品用途に対応した有害性評価手法の開発と安全性評価」を実施している。実施期間は 2020 年度から 2024 年度までである。このプロジェクトのテーマには、in vitro 細胞アッセイ法を用いた吸入影響評価手法の開発及び評価、中皮腫誘発の可能性の検証、生態毒性評価、排出および曝露評価などである。得られた結果と文献調査をもとに、CNFを取り扱う関連企業が自主的に安全性評価を行うための安全性評価文書を 2022 年 12 月に公開した。

#### ・ 米国

米国環境保護庁(EPA)は、グラフェン、二酸化チタン、2 種類の酸化グラフェンの計 4 種類について少量免除(Low Volume Exemption:LVE)の審査を完了した。EPA は 2 種類については LVE を却下し、残りの 2 種類については不当なリスクを回避するために人や環境への曝露を制限する条件の下で認可

した。

また、製造前届出(PMN)については現在 17 件を評価しており、この内 16 件が多層カーボンナノチューブ(MWCNT)、1 件がグラフェンに分類される物質であると報告している。さらに、1 件の単層カーボンナノチューブ(SWCNT)について新規利用届出(SNUN)の評価を実施し、同意指令(consent order)を発した(使用に条件を付けて許可した)と報告している。

#### ・ EU

欧洲委員会は 2022 年 6 月にナノ材料の定義に関する勧告(2022/C 229/01)の改訂版を発表した。現在、あらゆる分野の法律(REACH など)における定義を修正し、新たなナノ材料の定義に関する勧告の導入を進めている。欧洲委員会の共同研究センター(Joint Research Centre:JRC)は 2023 年にナノ材料の定義に関する委員会勧告(2022/C 229/01)の実施に関するガイダンス<sup>3</sup>を公開した。

#### ・ カナダ

カナダ政府は、カナダ環境保護法(Canadian Environmental Protection Act)の下で、カナダで流通しているナノスケールの酸化亜鉛と二酸化チタンについて、環境と人の健康へのリスク評価活動を継続している。

#### ・ オーストラリア

オーストラリア工業化学品導入機構 (Australian Industrial Chemicals Introduction Scheme: AICIS) は、過去 12 ヶ月以内に、オーストラリアにおいて 2 種類の物理的形態のグラフェン(CAS 登録番号 1034343-98-0)の製造を認可する証明書を発行した。

#### ・ 韓国

韓国食品医薬品安全省(Ministry of Food and Drug Safety: MFDS)は 2022 年から 2024 年にかけて、食品と医薬品に含まれるナノ材料に関する免疫毒性研究を実施する予定である。ナノ材料に曝露した場合における免疫系のダメージを評価し、具体的な考察に基づいてナノ材料の免疫毒性に関するガイドラインを提案する。

#### ・ マレーシア

2021 年 11 月 15 日に「国家ナノテク政策と戦略(National Nanotechnology Policy & Strategy)2021-2030」が発表された。ナノテクノロジーの標準、安全、規制の強化など 4 つの戦略的方針より構成されている。2022 年 4 月 13 日にこれを支援するために「国家ナノ製品および技術のロードマップ(National Nano Product and Technology Roadmap) 2021-2025」が発表された。

「工業ナノ材料安全性シリーズ」No.109(Developments in Delegations on the Safety of Manufactured Nanomaterials - Tour de Table) :

[https://one.oecd.org/document/ENV/CBC/MONO\(2024\)1/en/pdf](https://one.oecd.org/document/ENV/CBC/MONO(2024)1/en/pdf)

<sup>3</sup> <https://dx.doi.org/10.2760/143118>;

## 2. 頻出略語一覧

### 2-1. 米国

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ACC	American Chemistry Council	米国化学協議会	業界団体
ACS	American Chemical Society	米国化学会	業界団体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター	政府機関
CPSC	Consumer Product Safety Commission	消費者製品安全委員会	政府機関
DHHS	Department Health and Human Services	保健社会福祉省	政府機関
EDF	Environmental Defense Fund	環境防衛基金	環境団体
EDSP	Endocrine Disruptor Screening Program	内分泌かく乱物質スクリーニングプログラム	政策
EPA	Environmental Protection Agency	環境保護庁	政府機関
FDA	Food and Drug Administration	食品医薬品局	政府機関
FIFRA	Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法	政策
NIH	National Institutes of Health	国立衛生研究所	政府機関
NIOSH	National Institute for Occupational Safety and Health	国立労働安全衛生研究所	政府機関
NIST	National Institute of Standards and Technology	国立標準技術局	政府機関
NNI	National Nanotechnology Initiative	国家ナノテク・イニシアティブ	政策
NRDC	Natural Resources Defense Council	天然資源防衛協議会	環境団体
NSF	National Science Foundation	国立科学財団	政府機関
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局	政府機関
OPPT	Office of Pollution Prevention and Toxics	汚染防止有害物質局(EPA)	政府機関
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	労働安全衛生局	政府機関
PMN	Pre-Manufacture Notice	製造前届出	政策
RCC	Canada-United States Regulatory Cooperation Council	米加規制協力会議	政府機関
SNUR	Significant New Use Rules	重要新規利用規則	政策
SNUN	Significant New Use Notice	重要新規利用届出	政策
SOCM A	Society of Chemical Manufacturers and Affiliates	化学品製造者・関連業者協会(前・合併有機化学品製造者協会)	業界団体
TSCA	Toxic Substances Control Act	有害物質規制法	政策

### 2-2. EU

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ANSES	Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail	フランス食品環境労働衛生安全庁	政府機関
BAuA	Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin	ドイツ連邦労働安全衛生研究所	政府機関
BfR	Bundesinstitut für Risikobewertung	ドイツ連邦リスク評価研究所	政府機関
Cefic	European Chemicals Industry Council	欧洲化学工業連盟	業界団体

Danish EPA (DEPA)	Environmental Protection Agency/Miljøstyrelsen	デンマーク環境保護庁	政府機関
DG SANTE	Directorate-General for Health and Food Safety	保健衛生・食の安全総局	EU
ECHA	European Chemicals Agency	欧州化学品庁	EU
EFSA	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関	EU
ENVI	Committee on the Environment, Public Health and Food Safety	環境公衆衛生食品安全委員会 (簡略に「環境委員会」ともいう)	欧州議会 委員会
EUON	European Union Observatory for Nanomaterials	EU ナノ材料観測所	EU
FOPH	Federal Office of Public Health	スイス連邦内務省保健局	政府機関
JRC	Joint Research Centre	共同研究センター	EU
MEEM	Ministère de l'Environnement, de l'Énergie et de la Mer	フランス、環境・エネルギー・海洋省	政府機関
NIA	Nanotechnology Industries Association	ナノテク工業協会	業界団体
REACH	Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals	化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則	政策
RIVM	Rijksinstituut voor Volksgezondheid en Milieu	オランダ国立公衆衛生環境研究所	政府機関
RoHS	Restriction of Hazardous Substances Directive	電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令	政策
SCCS	Scientific Committee on Consumer Safety	消費者安全科学委員会	EU
SCHEER	Scientific Committee on Health, Environmental and Emerging Risks	保健健康・環境・新興リスクに関する科学委員会	EU
SCoPAFF	Standing Committee on Plants, Animals, Food and Feed	植物・動物・食品・飼料に関する常任委員会	政府機関
UBA	Umweltbundesamt:	ドイツ連邦環境庁	政府機関

### 2-3. その他諸国・国際機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
AICIS	Australian Industrial Chemicals Introduction Scheme	オーストラリア工業化学物質導入スキーム	政策
APVMA	Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority	オーストラリア農薬・動物医薬品局	政府機関
Defra	Department for Environment, Food and Rural Affairs	英国環境・食料・農村地域省	政府機関
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関	国際機関
FoE	Friends of the Earth	フレンズ・オブ・アース	環境団体
GHS	Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals	化学品の分類および表示に関する世界調和システム	政策
HSE	Health and Safety Executive	英国安全衛生庁	政府機関
IARC	International Agency for Research on Cancer	国際がん研究機関	国際機関
ICCA	International Council of Chemical Associations	国際化学工業協会協議会	業界団体
ISO	International Organization for Standardization	国際標準機構	国際機関

OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構	国際機関
OPSS	Office for Product Safety and Standards	製品安全基準局	政府機関 (英国)
SAICM	Strategic Approach to International Chemicals Management	国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ	政策
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画	国際機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関	国際機関
WNT	Working Group of the National Coordinators of the Test Guidelines Programme	テストガイドライン・プログラムのナル・コーディネーター作業部会	国際機関
WPMN	Working Party on Manufactured Nanomaterials	工業ナノ材料作業部会(OECD)	国際機関
UNITAR	United Nations Institute for Training and Research	国連訓練調査研究所	国際機関